品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の目標達成に向けた効果的な清掃・リサイクル事業の運営について（答　申）

令和７年６月

品川区廃棄物減量等推進審議会

目　　次

答申にあたって 1
第１章　品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）について 2
１　一般廃棄物処理基本計画の概要..... 2
（１）計画策定の趣旨・計画の位置づけ..... 2
（２）計画の基本方針..... 3
（３）数値目標..... 4
（４）進行管理..... 5
２　ごみ・資源回収量の推移..... 6
３　現状と課題..... 7
（１）最終処分場延命..... 7
（２）資源循環型社会の構築..... 7
（３）充電式電池内蔵型の小型家電製品等を起因とした車両火災等と対策.. 7
４　ごみの減量化と資源化施策の取組..... 8
５　諮問に対する検討の論点..... 11
第２章　基本方針１　ごみの発生抑制の推進について 12
１　一般廃棄物処理基本計画の概要及び数値について..... 12
（１）一般廃棄物処理基本計画の概要説明..... 12
（２）数値（現状値　目標値）..... 12
２　区の主な取り組み..... 13
（１）家庭ごみの発生抑制..... 13
（２）再使用の促進..... 14
３　中間目標達成に向けた審議内容・意見..... 15
（１）家庭ごみのさらなる発生抑制..... 15
（２）再使用のさらなる促進..... 16
第３章　基本方針２　リサイクルの推進について 18
１　一般廃棄物処理基本計画の概要及び数値について..... 18
（１）一般廃棄物処理基本計画の概要説明..... 18
（２）数値（現状値　目標値）..... 19
２　区の主な取り組み..... 21
（１）区民の自主的な活動の支援..... 21
（２）区の資源回収事業の推進..... 21
（３）環境情報の積極的な発信..... 23
３　中間目標達成に向けた審議内容・意見..... 24

（１）区の資源回収事業の推進 24
（２）区民の自主的な活動の支援 24
（３）資源品目の充実 24
第４章　基本方針３　事業系ごみ削減の推進について 26
１　一般廃棄物処理基本計画の概要及び数値について 26
（１）一般廃棄物処理基本計画の概要説明 26
（２）数値（現状値　目標値） 26
２　区の主な取り組み 27
（１）事業系ごみの発生抑制 27
（２）事業系ごみの適正排出の推進 27
３　中間目標達成に向けた審議内容・意見 28
（１）事業系ごみの適正排出の推進 28
（２）事業系リサイクルの推進 28
第５章　基本方針４　ごみの適正処理の推進 31
１　一般廃棄物処理基本計画の概要及び数値について 31
（１）一般廃棄物処理基本計画の概要説明 31
（２）数値（現状値　目標値） 31
２　区の主な取り組み 32
（１）適正排出の推進 32
（２）効率的で環境負荷の少ない収集体制 33
（３）環境教育 33
（４）区民参画の推進 35
３　中間目標達成に向けた審議内容・意見 36
（１）適正排出のさらなる推進 36
（２）環境教育の強化 36
（３）廃棄物減量等推進員制度の今後 37
第６章　今後の取組への提言 38

資料編目次

区長からの諮問【資料１】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料編－1

会議の公開方法について【資料２】・・・・・・・・・・・・・・・・・資料編－2

審議経過【資料３】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料編－3

審議会委員名簿【資料４】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料編－4

答申にあたって

品川区では、持続可能な循環型社会を実現するため、令和５年１月に品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）素案を公表し、パブリックコメント等を通じて区民の皆様からご意見をいただきました。

いただいたご意見を踏まえて内容を検討し、令和５年３月に「品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）」を策定しました。

本計画では、基本理念を「区民、事業者とともに、持続可能な「循環型都市しながわ」を実現する」とし、基本方針として「１．ごみの発生抑制の推進」「２．リサイクルの推進」「３．事業系ごみ削減の推進」「４．ごみの適正処理の推進」の４本の柱を掲げております。その中でも「ごみ減量・資源増加」に重点を置き、令和 14 年度までに達成する目標として、「区民１人１日あたりの収集ごみ量」、「資源化率」、「事業用大規模建築物のリサイクル率」、「品川区世論調査における『まちの清潔さ』の評価」の４項目について数値を設定しました。

さらに、本計画において進行管理は、毎年の点検・評価を品川区廃棄物減量等推進審議会にて行うことが定められています。

本審議会は、品川区が計画の基本理念、基本方針に沿った有効な施策を実施し、目標達成に向けた取り組みが適切に行われているか、また新たにどのような取り組みが必要であるか等についてチェックし、各施策の方針見直しや本計画策定５年後である令和９年度の中間見直しに反映させていく必要があります。

品川区長より令和５年８月 31 日に「品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の目標達成に向けた効果的な清掃・リサイクル事業の運営について」との諮問を受け、本審議会では計６回に渡り精力的に審議を重ね、この答申を取りまとめました。

品川区では、令和５年度に「ゼロカーボンシティしながわ宣言」を行い、令和 32 年度までに品川区の二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティを目指す中、この答申を踏まえ、本計画の目標達成に向けて着実な推進を図ることで、資源循環型社会の実現につなげていくことを期待します。

令和７年６月

品川区廃棄物減量等推進審議会

第１章　品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）について

１　一般廃棄物処理基本計画の概要

（１）計画策定の趣旨・計画の位置づけ

審議会では、一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物の処理責任を負う品川区が区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画である旨説明を受けた。

品川区では、上位計画にあたる「長期基本計画」や、一般廃棄物処理基本計画と整合する「環境基本計画」において循環型社会や脱炭素社会形成に向けた取り組みを推進している。さらに令和５年度には区民、事業者、区が一体となって令和 32 年度までに品川区の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティしながわ宣言」を行っている。

これらを踏まえ、令和５年３月に令和５年度を初年度とする 10 年間の計画として第四次一般廃棄物処理基本計画を策定している。

なお、本計画は「廃棄物処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立った品川区のごみ・生活排水処理の推進を図るものであり、上位計画である基本構想・長期基本計画、環境基本計画で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示している。

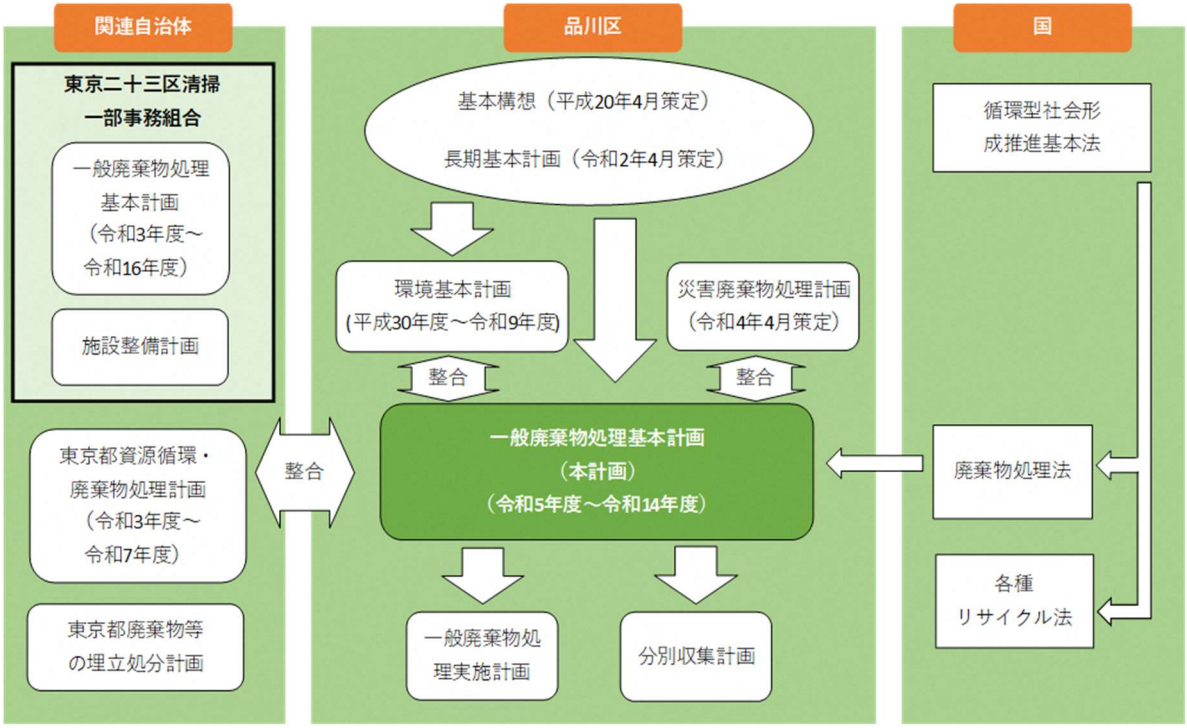

図１　計画の位置づけ

（２）計画の基本方針

本計画の上位計画の長期基本計画では、政策の柱 17 の「地球環境にやさしいまちづくり」において「循環型社会への取り組みを推進する」を掲げている。

また、環境基本計画では基本目標の一つに「持続可能な「循環型都市」を実現する」を掲げている。さらに、第三次計画の基本理念は「品川区は、区民・事業者と協働して次代につなぐ「循環型都市しながわ」の実現を目指します。」としている。

これらの上位計画や第三次計画のビジョンを踏まえて、本計画の基本理念を「区民、事業者とともに、持続可能な「循環型都市しながわ」を実現する」とし、下記４つを基本方針として位置付けている。

基本方針１　ごみの発生抑制の推進
基本方針２　リサイクルの推進
基本方針３　事業系ごみ削減の推進
基本方針４　ごみの適正処理の推進

（３）数値目標

本計画では、数値目標を以下のとおり設定している。

数値目標の指標は、「区民１人１日あたりの収集ごみ量」、「資源化率」、「事業用大規模建築物のリサイクル率[1]」および「品川区世論調査における「まちの清潔さ」の評価」の４項目である。

なお、計画目標における基準年度は令和３年度、計画目標年度は令和 14 年度、中間目標年度は令和９年度とする。各指標の基準年、中間目標年、計画目標年の数値および最新の実績値（令和６年度）を以下に示す。

各数値目標一覧

指標	基準年（Ｒ３）	実績値（Ｒ６）	中間目標（Ｒ９）	計画目標（R14）
区民１人１日あたりの収集ごみ量(g/人・日)	499	431	437	384
資源化率[2]（%）	25.4	28.1	30.5	35.5
事業用大規模建築物のリサイクル率（%）	62.4	59.2[3]	66.2	70.0
品川区世論調査「まちの清潔さ」（ポイント）	3.47	3.50[4]	3.74	4.00

[1] 事業の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡以上の建築物から出てくるごみの再生利用率。排出される廃棄物のうち、資源品目として排出された利用量から算出。

[2]資源化率とは、排出されるごみや資源に対して資源回収量がどの程度であるかを示す数値である。（資源回収量＋粗大ごみからのリユース・リサイクル収集量）÷家庭ごみ・資源の排出量で算出。

なお、生産者が適正な自主回収を行うことやごみの発生抑制により区の資源回収量は減少するため、ごみの減量を資源回収の減量が上回ると、「資源化率」は低下する。

[3] 事業用大規模建築物のリサイクル率については令和５年度の数字となる。

[4] 品川区世論調査は隔年のため「まちの清潔さ」については令和６年度品川区世論調査の数字となる。

（４）進行管理

本計画を進行管理するため、毎年の点検・評価について品川区廃棄物減量等推進審議会を通じて行う。基本理念、基本方針に沿ってそれぞれの施策が効果を発揮しているか、目標達成に向けた取り組みが行われているか等をチェックし、各施策の方針見直しや本計画策定５年後である令和９年度の中間見直しに反映させていく。

具体的なＰＤＣＡサイクルは、本計画策定を「Ｐｌａｎ」、具体的な取り組みの実施を「Ｄｏ」、品川区廃棄物減量等推進審議会等における点検・評価を「Ｃｈｅｃｋ」、各施策の方針見直しや５年後の中間見直しを「Ａｃｔｉｏｎ」とする。繰り返し一般廃棄物処理事業全体の課題を明らかにして、最善の施策を模索することで適切な進行管理を進めていく。

図２　ＰＤＣＡサイクル

２　ごみ・資源回収量の推移

図３に示すように品川区におけるごみ量は、平成元年度の約 146,000ｔをピークに平成 28 年度の約 71,900ｔまで減少が続き、その後は令和元年度まで微増となった後、新型コロナウイルス感染症による在宅勤務や外出自粛等による在宅者の増加の影響もあり、令和２年度に約 77,000ｔと増加となったが、令和３年度から再び減少し、令和６年度は速報値で約 64,781ｔと過去最少となっている。

これは、品川区のごみ減量施策が浸透しつつあり、区民の方の協力のもと分別徹底が進んでいることが要因と考えられる。

資源回収量は、平成元年度の約 4,600ｔから令和６年度の速報値で約 23,517ｔと、平成元年度と比べて約５倍の回収量となった。

なお、１人１日あたりのごみの排出量も減少している。

これは、経済状況の変化や区民のリサイクル意識の高まり、区によるごみ減量施策・資源回収品目の充実によるものと推定できる。

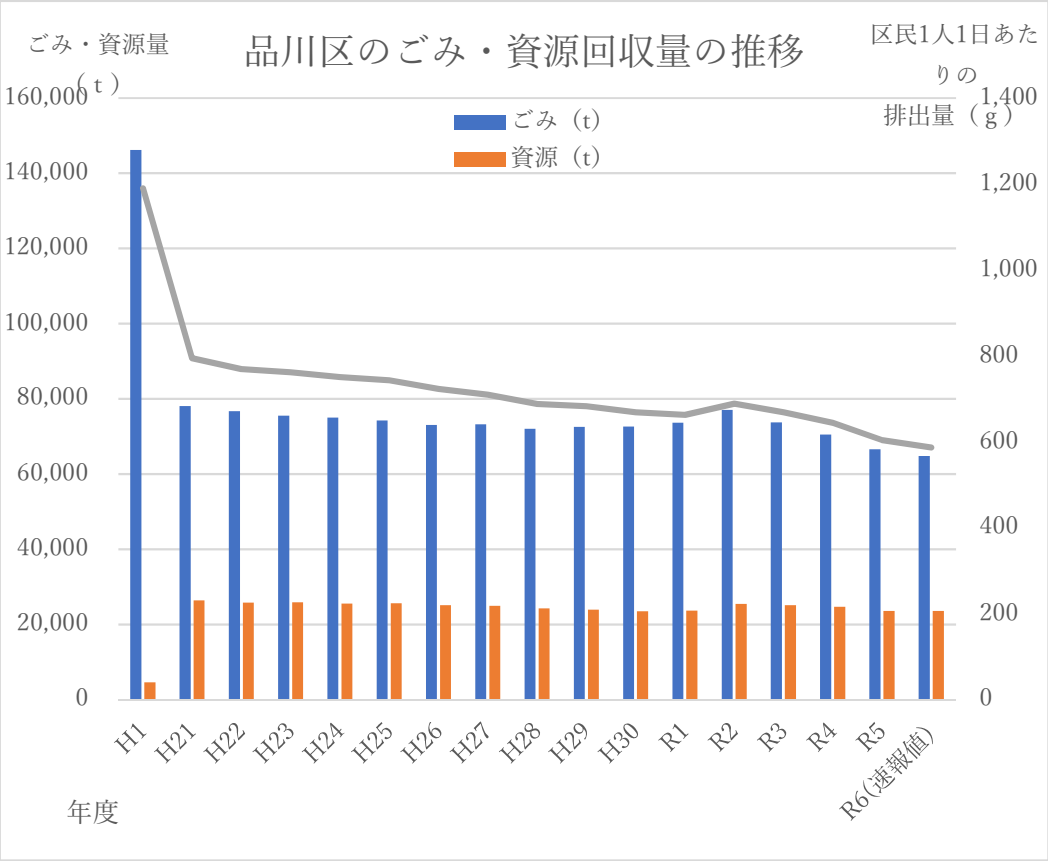

図３　品川区のごみ・資源回収量の推移

３　現状と課題

（１）最終処分場延命

品川区のごみは中間処理を経て、最終的に東京都の「中央防波堤外側埋立処分場」と、「新海面処分場」に埋め立てられる。しかし、「新海面処分場」以降に新たに最終処分場として利用可能な場所は見つかっておらず、現在の搬入量で推移した場合、処分場埋め立ての寿命は約 50 年とされている。

そのため、今まで以上にごみの排出量を減らすために資源化も進め、できる限り延命することが重要である。

（２）資源循環型社会の構築

国は令和６年８月２日に第五次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定した。計画では、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要とされている。[5]

具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することを鍵としている。[6]

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながる。[7]

品川区としては引き続き、地域を中心とした資源循環システムの構築を目指していくべきである。

（３）充電式電池内蔵型の小型家電製品等を起因とした車両火災等と対策

品川区をはじめとして、家庭ごみ収集において、収集中に車両が炎上する事故が発生している。従来は、中身の残ったスプレー缶やライターなどのごみへの混入が主な原因であった。

さらに、昨今ではごみに混入した充電式電池内蔵型の小型家電製品（以下「充電式電池[8]」という。）による火災が課題となっている。これらの危険物は、収

---

[5] 環境省　第五次循環型社会形成推進基本計画
[6] 環境省　第五次循環型社会形成推進基本計画
[7] 環境省　第五次循環型社会形成推進基本計画
[8] 二次電池と呼ばれているが、品川区では区民の方へ分かりやすい表現として充電式電池と表現している。

集・運搬の過程だけでなく中間処理施設においても火災の原因として問題となっている。火災が発生した場合の処理能力の低下と復旧にかかる経費は甚大であり、排出者へさらなる周知が求められている。

不要となった充電式電池は、区民の方に取っても排出方法がわかりづらく、回収ルートも限定されていることから、誤って家庭ごみと一緒に排出されるという状況があり、これらは解決しなければならない喫緊の課題である。

品川区では、区のホームページや「ごみ・リサイクル通信」、「資源・ごみの分け方・出し方」等を通じて、広く区民の皆様に危険性についての説明と徹底した分別をお願いしてきた。車両火災があった際には、排出したと思われる地域をある程度特定し、周辺に適正な排出方法の周知と注意喚起のための排出指導をおこなってきた。

そして、令和６年９月から月２回の陶器・ガラス・金属ごみの収集と同時に充電式電池の各戸収集を開始した。また、第２・第４土曜日に区が委託により実施している資源の拠点回収に充電式電池の回収を追加した。

これらの効果として、回収機会が大幅に増加して区民の利便性向上につながるほか、充電式電池の認知度が上がり、一般家庭ごみへの混入減少による車両や中間処理施設での火災予防や安全性の向上が期待できる。

今回の収集は、陶器・ガラス・金属ごみの収集と同時に行う分別回収のため、追加の人員や経費をかけずに実施できた。さらに回収した充電式電池を買い取る事業者に売却することで、歳入増も見込まれる。

引き続き、区民の方に浸透する周知方法を検討していき、各イベント参加時に積極的に啓発をしていく。

４　ごみの減量化と資源化施策の取組

区では、平成 12 年４月に東京都から清掃事業が移管されて以降、ごみの減量化と資源化を目指した、地域の特性に応じた区独自の施策を展開してきた。

＜清掃・リサイクル施策の取り組み＞

（１）資源回収品目・方法の充実

①資源ステーション回収

平成 10 年 10 月～ 古紙、飲食用びん、飲食用缶

平成 15 年　７月～ 乾電池

平成 16 年 10 月～ ペットボトル、紙箱・紙パック

平成 20 年 10 月～ 汚れていない容器包装プラスチック、蛍光灯

平成 24 年　７月～ 水銀体温計・水銀血圧計

令和　６年　４月～ 製品プラスチック回収の区内全域実施

②ペットボトルの店頭回収

平成　９年　４月～ 平成 27 年２月

③拠点回収

平成　２年　６月～ 牛乳パック、アルミ缶

（アルミ缶は平成４年 10 月まで、牛乳パックは平成 18 年４月まで）

平成　４年 11 月～ 古着、廃食用油

平成 23 年　４月～ 不用園芸土

平成 25 年 10 月～ 使用済小型電子機器

（携帯電話、デジタルカメラ、家庭用ゲーム機等）

平成 29 年　４月～ 平成 31 年３月

使用済み小型電子機器を「東京 2020　都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し拠出

（２）分別促進やリサイクル秩序の維持

①ごみの各戸収集（平成 17 年７月～）

平成 14 年 10 月モデル実施開始

②集団回収の支援（昭和 34 年～）

報奨金・協力金の支給、回収補助用具の貸出し、消耗品の支給等

（アルミ缶・紙パック回収協力金の支給は、平成 25 年３月まで）

「雑がみ回収大作戦」と称し、雑がみの回収に取り組む集団回収団体へ協力金を支給（平成 30 年９月～）

③資源持ち去り防止対策（平成 20 年７月～）

条例による資源物持ち去り行為禁止の明確化および罰則規定の制定、早朝の資源持ち去りパトロール

各警察署と連携した合同資源持ち去りパトロール実施（平成 23 年３月～）

④粗大ごみのリサイクル（令和５年～）

木製粗大ごみのマテリアルリサイクル

羽毛布団のマテリアルリサイクル

プラスチック製粗大ごみのマテリアル

リサイクル自転車のリユース

⑤充電式電池の各戸収集（令和６年９月～）

（３）普及啓発活動

①各種イベントでの啓発展示、小学生ポスター展等

②リーフレットの発行等

「資源・ごみの分け方・出し方」冊子、チラシ（英語・中国語・韓国語版）
（内容をリニューアルし、令和６年３月に全戸配布を実施）
ごみ・リサイクルカレンダー、小学生用啓発冊子
ごみ・リサイクル通信
広報「しながわ」による啓発

③小学校、幼稚園、保育園等での環境学習
小学校の市民科授業や幼稚園・保育園の保育時間での分別指導
収集車両（スケルトン車両）を使った環境学習等

④廃棄物減量等推進員
ごみの発生抑制と分別徹底の実践、ごみの排出状況の報告、地域におけるごみ減量およびリサイクル活動の推進と相談等

⑤ふれあい指導
ごみ・資源の分別や事業系廃棄物の有料シール貼付等の指導・助言

⑥ごみ・資源追っかけ隊
工場見学にて、ごみ・資源物の処理及び再生過程を学習

⑦出前講座
町会・自治会・ＰＴＡ等からの依頼による講座形式でのごみ減量やリサイクルの推進をテーマにした出前講座を実施

（４）リユース促進のための施策

①フリーマーケットの実施および支援
フリーマーケットの実施および、地域団体の自主的な活動支援のための用具の貸出し、広報紙への掲載、区立公園の使用申請の代行

②リサイクル情報紙「くるくる」の発行

③リユース店の紹介
家具や家電製品等の修理・修繕が可能な区内の店舗等の紹介
品川区ＨＰにて情報の提供

④粗大ごみからのリユース事業（令和４年 10 月～）
日曜持ち込み粗大ごみからまだ使えるものをピックアップし、インターネットを通じて希望者へ提供する。

（５）その他

①粗大ごみの有料化（平成３年７月～）

②事業系ごみの有料化（平成８年 12 月～）

③サーマルリサイクルの実施（平成 20 年 10 月～区内全域）
清掃工場の機能向上により家庭から排出された廃プラスチックを焼却処理

することが可能となり熱エネルギーを回収。従来の不燃ごみから燃やすごみとなり排出量も 20 分の１となった。

④大規模建築物の所有者に対する指導

事業の用途に供する部分の床面積が 3,000 ㎡以上の建築物の所有者に対し、廃棄物の保管場所等の設置状況の確認、再利用の促進状況等の調査・立入指導および助言、廃棄物管理責任者講習会を実施。

また、平成 27 年度より床面積が 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満の建築物にも調査・指導範囲を拡大。

⑤家庭用生ごみ処理機購入費助成

（平成 12 年６月～「電気式」が対象）

（令和　３年４月～「電気式」以外も対象）

家庭用生ごみ処理機本体購入価格の一部助成

５　諮問に対する検討の論点

第１回の審議会において、区長より「品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の目標達成に向けた効果的な清掃・リサイクル事業の運営について」諮問を受けた後、事務局から品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の概要や現状の区の取り組みに関する説明を受けた。

次に第２回審議会において、品川区資源化センターとバイオエナジー株式会社城南島工場を視察し、品川区資源化センターでは紙類・ビン・缶・ペットボトルの中間処理工程の流れを、バイオエナジー株式会社　城南島工場では、生ごみからエネルギーを作るリサイクル技術を学んだ。

その上で、第３回から第６回の審議会において、品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の４つの基本方針とそれに基づく、数値目標、区の取り組み、中間目標達成に向けた意見について審議をすることとした。

（１）　基本方針１　ごみの発生抑制の推進について
（２）　基本方針２　リサイクルの推進について
（３）　基本方針３　事業系ごみ削減の推進について
（４）　基本方針４　ごみの適正処理の推進について

審議内容の詳細は次章以降に記載する。

第２章　基本方針１　ごみの発生抑制の推進について

１　一般廃棄物処理基本計画の概要及び数値について

（１）一般廃棄物処理基本計画の概要説明

第四次一般廃棄物処理基本計画では、ごみの発生抑制に関する数値目標の指標を「区民１人１日あたりの収集ごみ量」としている。図４に示すように品川区における区民１人１日あたりの燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ、粗大ごみの区収集ごみ量は、平成 23 年度の 567ｇ/人・日より減少傾向で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅者の増加等の影響もあり令和２年度には、517ｇ/人・日と増加した。令和３年度以降は再び減少し、令和６年度は速報値で 431ｇ/人・日となり、コロナ禍前よりも落ち着いた水準となっている。

この減少傾向の要因として、区民１人ひとりのごみ排出意識の向上や区による各種ごみ減量施策が寄与していると考えられる。

基本方針１　ごみの発生抑制の推進について、施策の方向性として、下記２つを掲げている。

①家庭ごみの発生抑制

②再使用の促進

（２）数値（現状値　目標値）

区民１人１日あたりの収集ごみ量の目標値は、中間目標が令和９年度に 437ｇ/人・日、令和 14 年度に 384ｇ/人・日としている。

令和６年度の区民１人１日あたりの収集ごみ量は速報値で 431ｇ/人・日となり、中間目標に到達している。

区民1人1日あたりの収集ごみ量
計画目標値　384g/人･日
中間目標値　437g/人･日

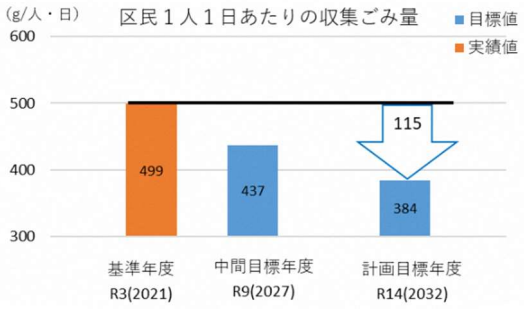

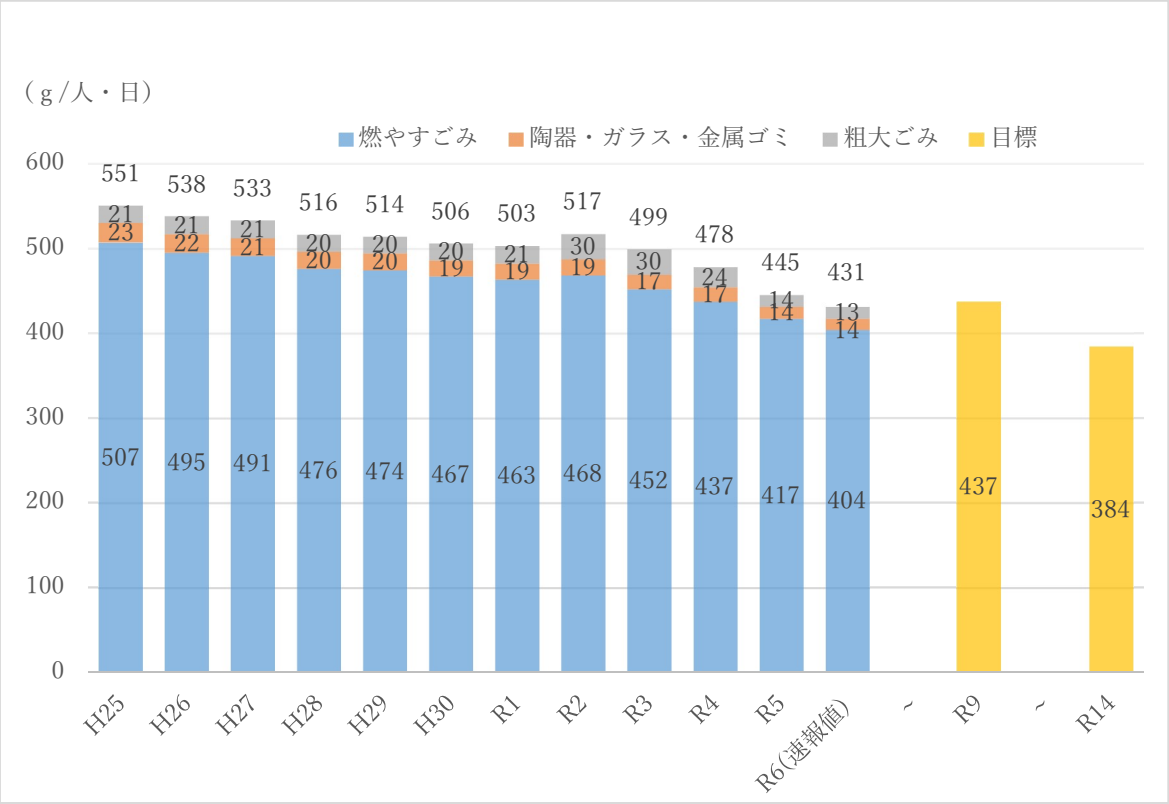

図４　区民１人あたりの区収集ごみの推移

２　区の主な取り組み

（１）家庭ごみの発生抑制

品川区では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくために、リサイクルに先立ち、家庭ごみの発生そのものを減らすリデュース（発生抑制）に取り組んできた。

各種イベントでの啓発や、品川区のホームページ・リサイクル通信などを通じて、区民の皆様に「無駄な物は買わない」「生ごみの水切りの励行」「食材の使い切りと必要な分だけの購入」「マイバッグ、マイはし、マイボトルの励行」「食べ残しをしない」をお願いしてきた。また、「家庭用生ごみ処理機の購入費用助成制度」を設けている。

・家庭用生ごみ処理機と購入費用助成

家庭用生ごみ処理機を使用することにより、堆肥などにリサイクルをすることができる。現在、区では、家庭用生ごみ処理機購入費用助成制度が導入されており、郵送もしくは品川区電子申請サービスを通じて、区内在住や区内で使

用し続けること等を条件に本体購入価格の３分の１（上限：20,000 円）の金額を助成している。

・必要な分だけの購入と使い捨て文化からの脱却

家庭ごみを削減するためには、購入したものを無駄なく使いきること・必要な分だけを購入することが大切である。食材だけでなく生活用品・衣類などのすべての家庭用品について、計画的な購入と消費の大切さに重点を置いて啓発を進めている。

令和２年７月からコンビニ等のレジ袋が有料になり、マイバック持参にも慣れてきたが、その他にもコンビニでもらう箸やスプーン・フォークなどは「使い捨て文化」の象徴である。引き続き、このような使い捨て文化を見直し、資源の大切さも啓発していく。

（２）再使用の促進

・粗大ごみからのリユース事業

粗大ごみの中からまだ使えるものを希望者に引き渡すことによって、引き渡したものの重量分については、まるごとごみの減量につながる。また、運搬・中間処理・破砕・埋め立てなど、粗大ごみの処理に必要な経費の削減にもつながる。

現在、区では、日曜持ち込みの粗大ごみの中からまだ使える品物を選別し、インターネットを介して引き取り希望者を募り、引き取りが決定したら、品川区資源化センターで品物を引き渡す「粗大ごみからのリユース事業」を実施している。取扱品目としては、テーブルや棚等の家具及び調理家電(電子レンジ・トースター等)、季節家電(扇風機、空気清浄機等)、家事家電(掃除機等)等を扱っている。

令和６年度は年間 2,800 件の出品があり 2,700 件（96.42%）の引き取りが成立した。なお、運用経費は約 11,236 千円に対して売り上げは 360,500 円となっており、収支の格差が課題である。

・フリーマーケットの主催・支援

表１に示すように品川区清掃事務所では、区民が家族や友人などのグループで不要品を持ち寄り出店できるフリーマーケットを主催している。出店者は、応募のあった区民の中から抽選で決定している。また、区主催のフリーマーケット以外にも、フリーマーケットを開催したい地域団体に対して、開催内容の広報紙への掲載・区立公園の使用申請等を行っており、フリーマーケット全体が円滑に実施されるための支援を実施している。

令和２年度のフリーマーケットの回数ついては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止であった。

	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	回数	出店数	回数	出店数	回数	出店数	回数	出店数	回数	出店数
団　体	中止		2	18	5	61	6	62	6	49

表１　フリーマーケット実施回数等

・リサイクル情報紙「くるくる」の発行

区が発行しているリサイクル情報紙「くるくる」とは、毎月１日に発行され、区内在住の方による不用品を譲りたいと思う人とそれを欲しい人との間で直接取り引きできる機会を提供し、循環型社会の形成を目指すためのリサイクル情報紙である。本紙により、家庭で不要になったものについて、「これは他の誰かが必要としているかもしれない」という視点が生まれ、リユース意識を醸成し、ごみの発生抑制につなげている。

令和６年度は年間 96 件の出品があり取引成立は 15.6%である。

３　中間目標達成に向けた審議内容・意見

（１）家庭ごみのさらなる発生抑制

家庭ごみの発生抑制は、区民の理解と協力が不可欠である。区民が家庭ごみ発生抑制のための具体的な取り組みを実施し、区と強固な協力関係を築いていく必要がある。そのために区は、安心・安全な循環型社会の形成に努め、今後もよりわかりやすい情報提供の仕方を工夫していくとともに、計画目標値の実現に向けて、各家庭から出されるごみの量や内容について研究していくが必要と考える。

また、計画目標値や実績値について、より身近なもので表現するなどして、広く区民に周知することで、区と区民とが同じ目標に向かって取り組みがなされやすくなると考える。

・生ごみの水切りの励行促進

生ごみの約８割は水分であると言われていることから、水切りを行うことで収集時の重量が減少し、ごみ減量につながる。また、水切りの効果として、ごみを効率よく燃やすことが可能となり、焼却施設から排出されるＣＯ２の削減

につながる点や、腐敗しにくくなるため、ごみから出る臭いの軽減にもなる点もあげられる。水切りの方法としては、濡らさない・絞る・乾燥させること及び家庭用生ごみ処理機を使用することが挙げられる。

区民の理解と協力を得られるよう引き続き、啓発方法を検討していく必要がある。

・家庭用生ごみ処理機の購入費助成制度の普及

表２に示すように令和元年度の家庭用生ごみ処理機の助成台数が 62 台なのに対して、令和６年度の数字は 195 台と３倍以上の数値となっている。区民１人あたりの燃えるごみの排出量は年々減少し続けており、本事業による、家庭用生ごみ処理機の普及も寄与していると考えられる。また、生ごみ処理機の購入から１年後の使用回数や稼働率等の実績をアンケートなどで調査し、継続的に家庭用生ごみ処理機が稼働できる環境・習慣作りに努めていく必要がある。

単位：台

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
乾燥型	62	180	208	140	204	195

表２　家庭用生ごみ処理機の助成台数

（２）再使用のさらなる促進

リユース（再使用）の重要性についても、引き続き区民・事業者と共有して取り組んでいく必要がある。リユースとリサイクル（再資源化）は混同されがちであるが、リサイクルは使用済みの不要物を処理して再び様々な製品の材料へと資源化するもので、中間処理・再資源化などの過程においてエネルギーを消費し、ＣＯ２の発生等の環境負荷が想定されるほか、多額の費用がかかる。一方、リユースは使用済みの不要物をごみとして処理することなく、洗浄等を行った後に再び使用するもので、一般的に環境への負荷が小さく、費用がかかりにくい取り組みであるため、区民の認知度や理解度を上げるためにさらなる周知に努めるべきである。

・粗大ごみからのリユース事業の見直し

①粗大ごみからのリユース品の提供

インターネットを活用したリユース事業は、引き取り率は高いものの、運営経費に対する収入が極めて少なく、仕組みについて引き続き検討が必要である。

②自転車のリユース事業

第四次計画策定時には未実施であったが、新たな取り組みとして令和５年12月から開始された。資源化に効果的な事業であるため、今後は、粗大ごみの自宅での排出のほか品川区資源化センターでの日曜持ち込みなどの利用方法についても広報紙やホームページをはじめ、多様な媒体を活用しての周知により「粗大ごみからのリユース事業」の認知度や理解度を上げ、利用人数増加に努めていくことが必要である。

・フリーマーケットの主催・支援の強化

区民が本事業を活用し、フリーマーケットを開催することはリユース意識の醸成につながる。地域で開催されるフリーマーケットは区民同士の情報交換の場になり、地域コミュニケーションの活性化にもつながる。

また、区主催のフリーマーケットでは、子どもと一緒に参加する方も多く、若いうちからごみの減量や資源の有効利用の大切さを意識してもらう良い機会にもなっている。

今後は、さらに沢山の人に参加してもらうため、広報紙やホームページを用いてフリーマーケットの開催に関する情報を積極的に発信していく必要がある。

・リサイクル情報紙「くるくる」の活用

近年では、個人がインターネット上に不用品を出品し、売買もしくは無料提供できるようなサービスが普及しており、「くるくる」の利用者数は減少傾向である。民間サービスはインターネットの利用を前提としているため、利用が難しい方の受け皿として、区は、手続きが簡単で、幅広くリユースの場を提供する媒体として「くるくる」を継続していく必要はある。一方で、品物の写真掲載が無いことをはじめ、掲載されている情報が少なく設定金額の妥当性が判断できないことなどが影響し、取引の成立が少ない実態もあることから、より効果的な運用について、検討すべきである。

第３章　基本方針２　リサイクルの推進について

１　一般廃棄物処理基本計画の概要及び数値について

（１）一般廃棄物処理基本計画の概要説明

図５に示すように資源回収量は、平成元年度より減少傾向で推移していたが、令和元年度・２年度は増加した。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で巣ごもり需要によるインターネット通販の利用増加など生活様式の変化が起こり、段ボールなどの紙・古紙の排出が増加したことが要因と考えられる。

その後、令和３年、４年、５年と徐々に回収量は減少に転じ、この５年間でコロナ禍前の水準に落ちてきている一方、家庭から排出される廃棄物の総量に対する資源化率は年々上がっている。令和６年度の資源回収量は、速報値で約23,517ｔ/年である。

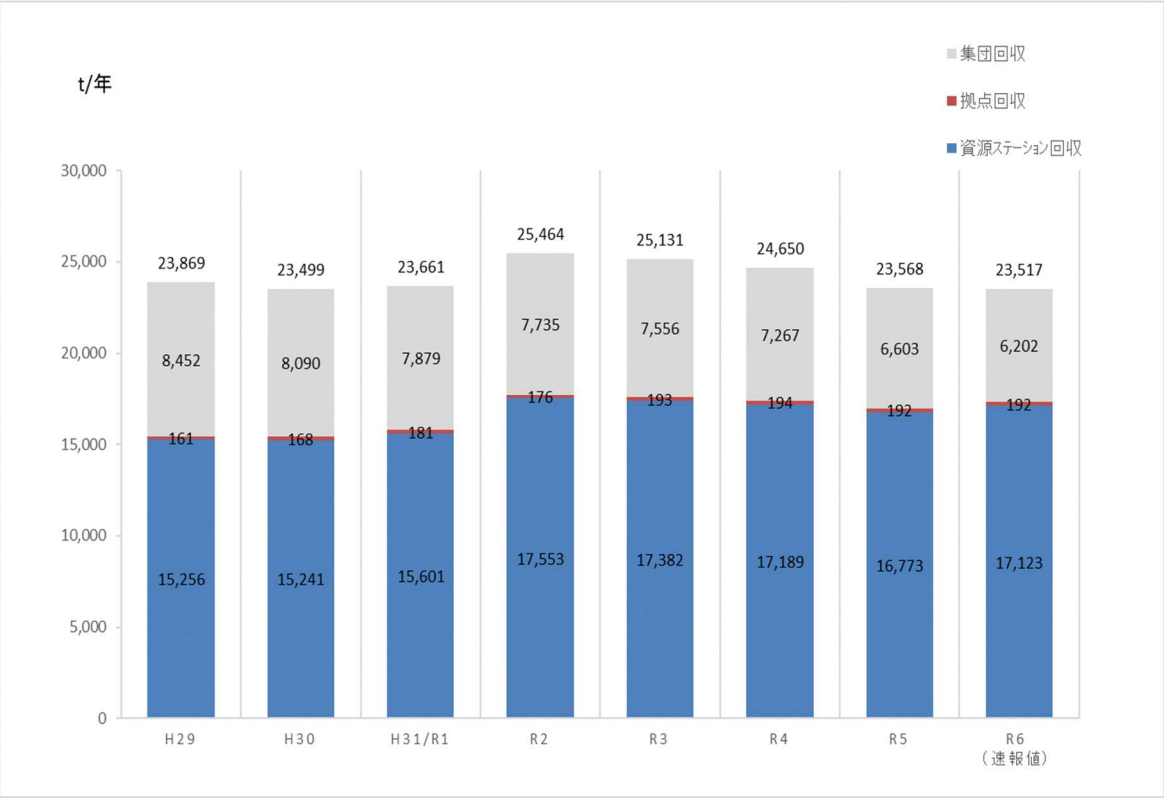

図５　資源回収量の推移

品川区では、これまで進めてきた分別排出のさらなる徹底を図るとともに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の令和４年４月１日施行を受け、プラスチックの分別回収をするにあたり、令和５年６月から八潮地区、令和

５年10月から北品川・東品川・広町・南品川・東大井・西品川の一部の地区、令和６年１月から平塚・中延・東中延・西中延・大崎・上大崎・北品川・西五反田・東五反田・勝島・大井・南大井・東大井・旗の台の一部の地区でモデル実施を開始し、令和６年４月から品川区全域で製品プラスチック回収の本格実施を始めた。

今後は、さらなるリサイクル推進を図り、循環型社会の実現に向けて取り組んでいく。

そこで、基本方針２　リサイクルの推進についての施策の方向性として、下記３つを掲げている。

①区民の自主的な活動の支援
②区の資源回収事業の推進
③環境情報の積極的な発信

（２）数値（現状値　目標値）

第四次一般廃棄物処理基本計画では、リサイクルの推進に関する数値目標の指標を「資源化率」としている。基準年度の令和３年度の25.4%に対して、中間目標年度の令和９年度の中間目標値を30.5%とし、計画目標年度を令和14年度の計画目標値を35.5%と10.5%の上昇を目指している。資源化率は、令和３年度までは横ばい傾向にあったが、令和４年度、令和５年度は上昇してきている。

令和６年度の資源化率は、速報値ではあるが、28.1%と引き続き上昇している。

資源化率
計画目標値　35.5%
中間目標値　30.5%

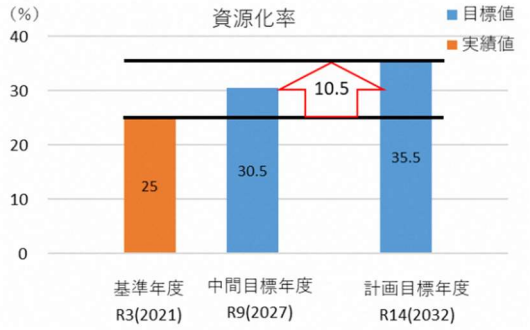

	区　　分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①	ごみ	73,664	77,040	73,701	70,458	66,535	64,781
	燃やすごみ	67,862	69,667	66,701	64,433	62,265	60,806
	陶器・ｶﾞﾗｽ・金属ごみ	2,714	2,891	2,568	2,443	2,140	2,052
	粗大ごみ	3,088	4,482	4,432	3,582	2,130	1,923
②	資　　源	23,661	25,464	25,131	24,650	23,568	23,517
	資源ｽﾃｰｼｮﾝ回収	15,601	17,553	17,382	17,189	16,773	17,123
	拠点回収	181	176	193	194	192	192
	集団回収	7,879	7,735	7,556	7,267	6,603	6,202
③	粗大ごみからのﾘﾕｰｽ・ﾘｻｲｸﾙ	0	0	0	625	1,726	1,778
	金属資源化				619	594	487
	リユース（Web掲載・自転車）				6	53	129
	リサイクル（木製等）					1,079	1,162
④	合　　計	97,325	102,504	98,832	95,733	91,829	90,076
	資源化率	24.3%	24.8%	25.4%	26.4%	27.5%	28.1%

※ 資源化率＝（②＋③）÷ ④
※ 令和６年度は速報値
※ 資源ステーション回収は週１回回収　※資源回収には区施設資源回収を含まない。
※燃やすごみは週２回、陶器･ガラス･金属ごみは月２回、粗大ごみは個別申込・随時回収
※ ごみ・資源には区収集事業系ごみを含む。
※ ③粗大ごみからのリユースのうちweb掲載は令和4年10月、自転車は令和5年12月開始。
　リサイクル（木製等）は令和5年度開始

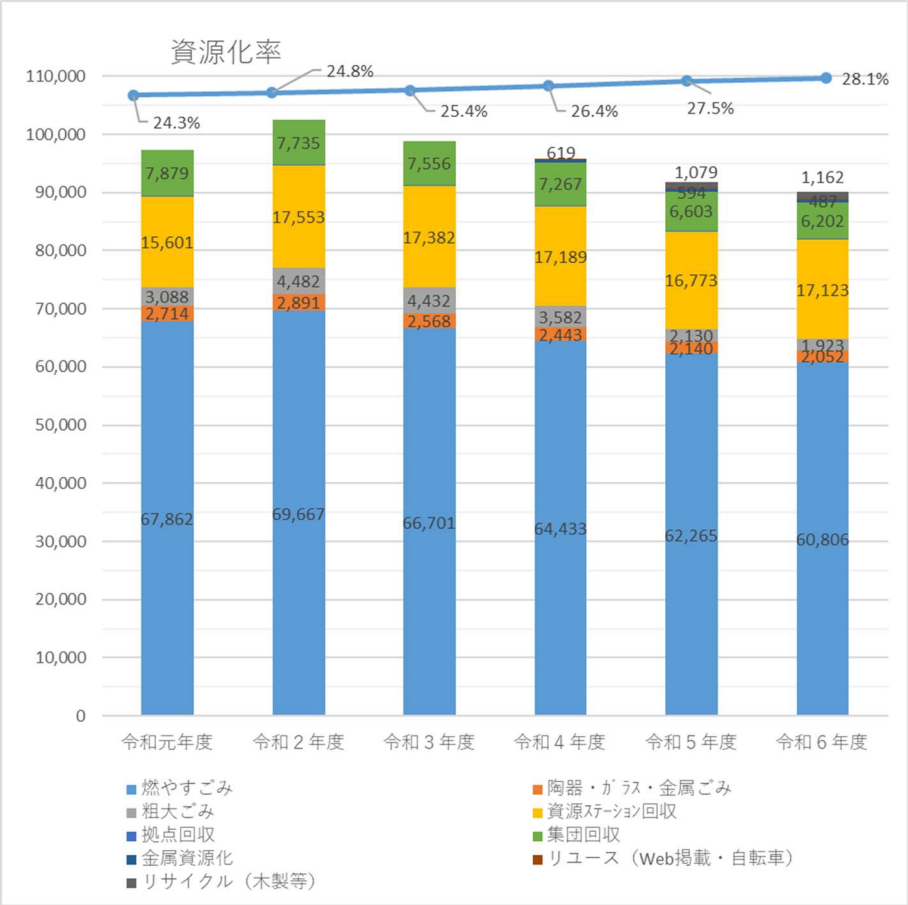

図６　資源化率の推移

２　区の主な取り組み

（１）区民の自主的な活動の支援

・集団回収事業の推進

町会・自治会やマンション等集合住宅の管理組合、ＰＴＡ等が古紙やびん、缶等の資源の集団回収を自主的に実施し、ごみの減量とリサイクルの推進に努めている。区は活動に対して回収量に応じた報奨金の支給や軍手、ＰＰ紐などの消耗品を支給するなど、支援を行っている。

集団回収団体は令和６年度末時点では 649 団体が登録しており、内訳は町会・自治会が 20.8%、マンション管理組合が 74.1%、その他（ＰＴＡなど）が 5.1%となっている。その中の、町会・自治会については、活動の中心となる会員が高齢化しており、活動の担い手が不足しているため、活動の継続性に不安の声がある。また、近年は、集団回収での資源回収量が減少を続けており、令和６年度の集団回収での資源回収量は、前年度比約６％減少している。

団体の活動を支援する消耗品支給は、年に２回、主に８月と２月に区役所内会議室で行っている。

・区民やリサイクル団体との協働事業の推進

区民が主催し区立公園などで開催するフリーマーケットは、コロナ禍を経て徐々に回数が増えている。各種用具の貸し出しや区広報紙への掲載などの支援を引き続き行っていく。

町会・自治会などリサイクル活動グループから依頼を受けて、ごみ減量やリサイクル推進に関する出前講座を実施している。依頼者の要望に合わせて毎回オリジナル資料を作成しわかりやすいと好評をいただいている。この数年実施回数が増えており、関心の高さがうかがえる。引き続き出前講座に関する周知を行っていく。

（２）区の資源回収事業の推進

・資源リサイクル品目の充実

区では、ペットボトル、容器包装プラスチック、雑がみなど品目の充実に取り組んできた。令和６年度からは、製品プラスチックの回収を区内全域で開始している。これらの品目を着実に回収することを第一に、区民への周知・啓発に取り組んでいく。

プラスチック製容器包装と製品プラスチックを合わせた資源プラスチックに関する令和６年度の回収実績は、令和５年度より約 21%増加しており、品目を充実した効果が表れている。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
資源プラスチック	1,304,230	1,450,510	1,508,450	1,525,310	1,598,660 （製品プラスチック27,680）	1,936,660

※令和6年度は速報値
※令和4年度まではプラスチック製容器包装のみを回収。
※令和5年6月から、一部地域においてプラスチック製容器包装と一緒に「製品プラスチック」の回収を開始（モデル実施）。
※令和6年4月からは、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを「資源プラスチック」とし、区内全域で回収を実施。

図７　プラスチック製容器包装回収実績

・資源ステーション回収・拠点回収の充実

資源ステーションは、区民の協力により回収量は増えている一方、小規模なステーションでは、道路まであふれ通行を妨げていることがあるなど継続することへの不安の声もあがっている。資源は、品目ごとに回収するため、１回ですべての資源を回収することは困難であり、品目ごとの車両が順次積んで運搬するため未回収の品目について、回収漏れと誤解されることもある。

資源ステーションは、建て替えや代替わり、地域コミュニティの希薄化などを背景に維持困難事例が増えている。製品プラスチックをはじめ、技術の向上により燃やすごみから資源に転換となる品目は、資源循環の推進の効果が期待できる一方、排出する区民にとっては、週２回・各戸収集の燃やすごみから、週１回・資源ステーションでの回収となることから利便性は低下した。

このような状況の中、問い合わせを受けた場合清掃事務所では、資源ステーションを利用されている方や町会・自治会の関係者へヒアリングを行い、代替地を依頼するなど、区民自身の地域課題として解決できるよう誠意をもって粘り強く対応しているが対応に苦慮することも多く、区民からの要望の強い資源の各戸収集も含む検討が急務である。

拠点回収は、毎月第二・第四土曜日の午前 10 時から正午に、学校や地域センターなど区内 31 か所で実施している。小型家電、廃食用油、不用園芸土、古着・古布を回収しており、この数年回収量は横ばいである。令和６年９月からは小型家電に充電式電池を追加し区民の排出機会を拡大した。

・資源持ち去り対策の推進

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例により行政回収および集団回収の排出場所から資源物持ち去り行為の禁止を明確化している。

しかしながら、資源の持ち去りに関する区民から通報は後を絶たない。持ち去り行為の抑止のため軽四輪自動車２台による早朝から巡回パトロールや、集

団回収団体へは資源回収を明示する結索用テープを配布し対策に努めている。また区民が資源ステーションへ排出する際に使用できる結索用持ち去り禁止テープも活用していく。

・小型家電回収の充実と充電式電池への対応

充電式電池は、回収ルートが限られ不便な状態が続いていた。このため、他のごみと合わせて排出されることも多く、収集車両や中間処理施設での火災の原因となっている。そこで品川区では令和６年９月から充電式電池や充電式電池を内蔵する小型家電製品の各戸収集と拠点回収を開始することにより、区民の分別排出機会を確保し利便性の向上を図ることで、他のごみへの混入による火災予防に努めている。また令和６年９月以降、清掃事務所への充電式電池の持ち込みや問い合わせが減少傾向にあり、充電式電池の各戸収集や拠点回収の認知度が上がりつつあるが、引き続き周知を進めていく。

なお、令和６年度の充電式電池の回収量[9]は約 5.1ｔあり、売却額[10]は約 173,000 円となっている。

（３）環境情報の積極的な発信

・「ごみ・リサイクルカレンダー」の配布

ごみと資源の分別方法やごみの減量、環境にやさしい暮らしの提案などを掲載し、地域センター・図書館など区施設 97 ヶ所で希望者に配布している。令和７年カレンダーは、令和６年 12 月６日から令和７年４月末まで配布している。

・新たに区民となった方への「資源・ごみの分け方・出し方」の配布

資源とごみの分け方出し方をわかりやすく記載した冊子を転入手続きの際などに配布している。これにより、新たに区民となった方へのごみ分別意識・リサイクルへの関心意欲向上が期待できる。

・「ごみ・リサイクル通信」の配布

ごみの減量やリサイクルの推進を図るため、時節に合わせた情報を年４回（１回あたり 13,000 部）発行している。全町会・自治会に回覧を依頼しているほか地域センターや文化センターなど区施設 97 ヶ所で区民に配布している。

---

[9] 数字は、令和６年４月からの資源や陶器・ガラス・金属ごみに混入していた充電式電池の回収分と合算

[10] 数字は、令和６年４月からの資源や陶器・ガラス・金属ごみに混入していた充電式電池の売却分と合算

３　中間目標達成に向けた審議内容・意見

（１）区の資源回収事業の推進

資源・ごみの出し方分け方をさまざまな啓発冊子等を活用しながら引き続き周知・啓発を行っていく。また、ＬＩＮＥ等のＳＮＳの品川区公式アカウントやＡＩ等の活用、令和６年度より開始したごみ分別アプリの改良等も検討する必要がある。

加えて、イベント参加時には、ごみの分別、出し方や行方について多くの方からの質問に職員が対応したことから、区民が清掃やリサイクルについて関心が高いことを再確認できたため、今後もイベント等に積極的に参加し、清掃事業そのものの宣伝と合わせて啓発事業を継続していく必要があると考える。

廃棄物減量等推進員に対して、その役割を認識し活動していただけるよう、地区連絡会や研修会の内容を工夫していくことが求められる。

例えば、それぞれの地区で実際に行っている活動内容を紹介することや、地区の課題解決に向けた内容の研修などが考えられる。

（２）区民の自主的な活動の支援

集団回収は、区民自らが回収に関わることによりリサイクル意識醸成につながることや家庭から出るごみが減少する効果が期待できる。また報奨金を有効活用することで町会・自治会等の活動支援につながっている。

また、区民が自主的に回収業者を選定し回収依頼をする。そのため、行政回収と比べて車両や作業員に委託する費用が発生しない分、区のコスト削減につながっている。

今後は、現在実施している団体を支援するだけでなく、新規で実施する団体を増やしていけるよう関連団体とも連携していくことが重要である。

（３）資源品目の充実

新たな資源リサイクル品目について、国や他団体の動向、企業の技術進展を注視するとともに、排出する区民の負担、資源ステーションの適切な管理、回収方法など、幅広くかつ長期的な視点に立ち、その手法について検討していく必要がある。

（４）資源回収方法の見直し

資源ステーションへの資源の排出状況や地域への負担といった課題について、各戸収集にすることで単に住民サービスの向上につながるだけでなく、排出者が明確となることでステーション収集や拠点回収よりも適正排出につながる効果

も期待できる一方、収集委託事業者の人員確保も厳しい状況にあり、総合的な検討が必要である。

第４章　基本方針３　事業系ごみ削減の推進について

１　一般廃棄物処理基本計画の概要及び数値について

（１）一般廃棄物処理基本計画の概要説明

事業系ごみは、排出者責任の下に処理・資源化されることが大原則である。事業者が自ら資源リサイクルに取り組むよう、大規模事業者に対する指導、中小事業者に対する支援を行い、ごみの排出抑制や分別の徹底について意識啓発を図っていく必要がある。

そこで、基本方針３　事業系ごみ削減の推進の施策の方向性として、下記２つを掲げている。

①事業系ごみの発生抑制

②事業系ごみの適正排出の推進

（２）数値（現状値　目標値）

第四次一般廃棄物処理計画では、事業系ごみ削減に関する数値目標の指標を、事業用大規模建築物[11]で発生したごみをどのように再利用につなげているか確認するうえで、「品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例」第 20 条に定める事業の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡以上の事業用大規模建築物（以下、事業用大規模建築物）から提出される再利用計画書にあるリサイクル率とした。

事業用大規模建築物から提出される再利用計画書のリサイクル率については、基準年度の令和３年度の 62.4%に対して、中間目標年度の令和９年度の中間目標値を 66.2%とし、計画目標年度を令和 14 年度の計画目標値を 70.0%と 7.6%の引き上げを目指す。

最新の実績値である令和５年度の事業用大規模建築物から提出される再利用計画書にあるリサイクル率は 59.2%であり、基準年より低下傾向にある。

事業用大規模建築物のリサイクル率
計画目標値　70.0%
中間目標値　66.2%

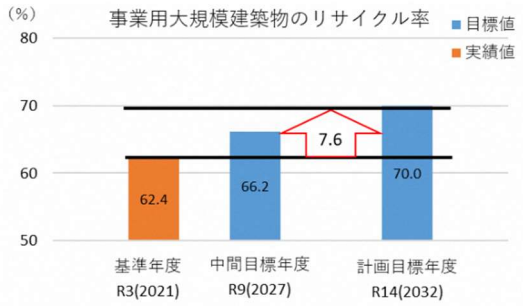

[11] オフィスビルや商業施設などの事業用大規模建築物を指す。

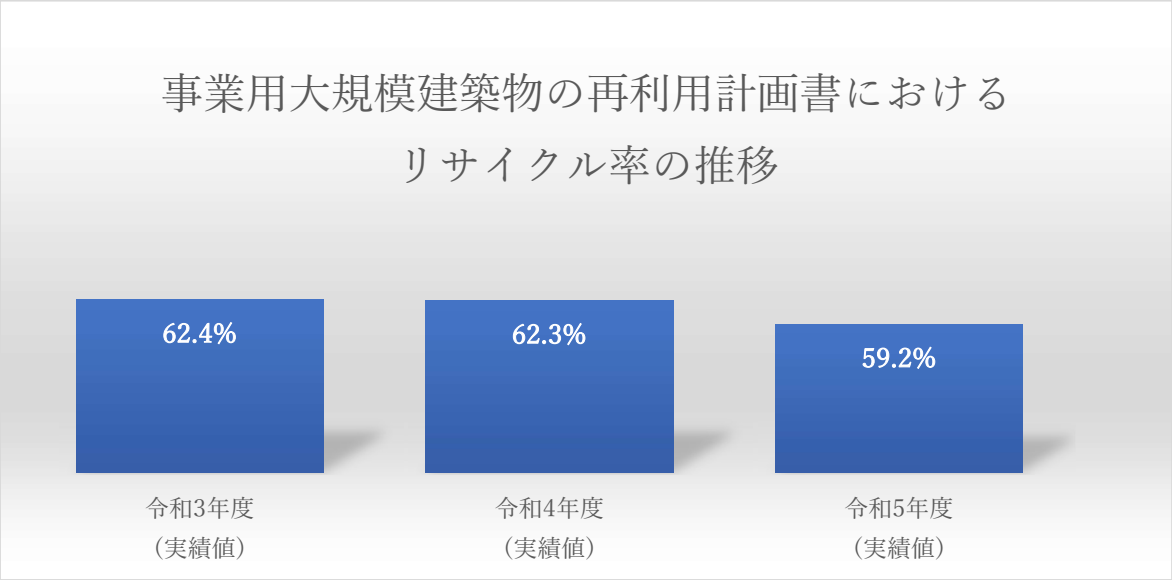

図８　事業用大規模建築物から提出される再利用計画書におけるリサイクル率の推移

２　区の主な取り組み

（１）事業系ごみの発生抑制

・事業系ごみの削減について

区では事業用大規模建築物の再利用計画書の提出による再利用とごみの減量の推進や、分別の徹底と再利用などの啓発パンフレットの作成・配布を通じて、事業系ごみの発生抑制を排出事業者に働きかけてきた。

また、飲食施設等から排出される生ごみの減量を目的として、区内事業所を対象に、平成 29 年度から令和２年度までの４年間、東京都の助成金を活用した事業用生ごみ処理機の購入助成（本体価格の 1/3 まで。最大 40 万円）を実施してきた。区内６カ所の事業所に導入され、１事業所１日あたり 30 kgの生ごみ減量のほか、環境面では収集運搬・焼却時の二酸化炭素削減効果があった。

（２）事業系ごみの適正排出の推進

・事業用大規模建築物に係る立ち入り調査

事業用大規模建築物に対しては、条例において建物の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任届や廃棄物減量のための計画書などの提出を求めるとともに、定期的な立ち入り調査を行い、事業系ごみの排出・分別、再利用に関する指導を実施している。

また、東京都の３Ｒアドバイザーと連携して事業所への立ち入り調査を行っている。

・中小規模事業者に対する事業系ごみの適正排出の推進

区が収集を行っている中小規模事業者に対し、廃棄物の適正排出チラシを作成し、配付して廃棄物減量と資源分別の促進を図っている。

また、排出状態の悪い事業者に対しては排出指導を実施している。

区では「品川区リサイクル事業協同組合カムズ」と連携し、事業系リサイクルシステムの仕組みを構築している。区が収集を行っている中小規模事業者に対し、事業系リサイクルシステムを案内して分別排出された資源の回収につなげている。

区が許可している一般廃棄物処理業者と契約している中小規模事業者に対しては、資源分別との適正排出リーフレットを作成して、一般廃棄物処理業者と連携して、排出事業者に配付している。一般廃棄物と産業廃棄物の区別を周知し、資源分別の徹底と適正な廃棄物排出を促し、廃棄物の減量化を図る。

３　中間目標達成に向けた審議内容・意見

（１）事業系ごみの適正排出の推進

大規模建築物で発生したごみをどのように再利用につなげているか確認する大規模建築物から提出された再利用計画書において、令和５年度のリサイクル率は 59.2％であり、基準年の数値を下回った。また、計画目標値に対しても大きく下回っている。

表３・表４に示すように、令和４年度から令和５年度における各ごみ種のリサイクル率の多くは低下している。ごみ発生量自体は減少しているが、処分量はむしろ増えており、これまで以上に事業者に対して分別・リサイクルを促していくための何らかの施策が必要である。

また、燃やすごみとして排出されている「その他の紙類（メモ帳やはがき、包装紙などの紙ごみ）」については、立ち入り調査で、再生利用できる紙類として、資源化推進と紙ごみの発生抑制の啓発を工夫していくことが必要であると考える。

（２）事業系リサイクルの推進

ペットボトルや飲料用缶・びんについてもリサイクルできるものなので、積極的にリサイクルに取り組むよう啓発を強化していく必要があると考える。

また、引き続き区が収集を行っている事業者だけでなく、事業系リサイクルシステムに参加していない事業者に対しても、事業系リサイクルシステムを案内して分別排出された資源の回収を引き続き図っていくとともに、リサイクルシステムのさらなる普及啓発を行い、利用促進につなげていくことが必要である。

今後も、引き続き再利用計画書の内容を精査し、従来の３Ｒの推進と排出指導だけでなく、事業所がマテリアルリサイクルをできる仕組みを構築していく必要がある。

1,000 ㎡以上の事業用建築物の管理者（使用者）に対しても再利用計画書および処理・リサイクルフロー図の提出を求めていくほか、個別訪問し、計画書の提出内容の確認と現場立入調査の実施も重要である。

リサイクル率向上可能な品目は業種や事業形態によって異なるため、事業所とその従業員がより主体的に発生抑制と資源化に取り組めるよう、業種、事業形態に応じた啓発・支援をし、事業系ごみの削減と事業者の廃棄物費用負担の適正化を図っていく必要がある。

ごみの種類			発生量(t)	再利用量(t)	処分量(t)	再利用率(%)
可燃物	紙類	①コピー・OA用紙	1288.5	1193.9	94.6	92.7%
		②(内　機密文書)	813.5	768.9	44.6	94.5%
		③雑誌・パンフレット色付き	1383.7	1362.8	20.9	98.5%
		④新聞紙・折込チラシ	301.7	288.4	13.3	95.6%
		⑤段ボール	6284.1	6256.7	27.4	99.6%
		⑥ミックスペーパ	1804.6	1644.4	160.2	91.1%
		⑦その他の紙類	7207.2	1143.2	6064.1	15.9%
		紙類計(①～⑦)	18269.8	11889.4	6380.5	65.1%
	⑧厨芥(茶殻、残飯等の生ごみ)		6321.1	1978.3	4342.8	31.3%
	⑨木・草・繊維等		4004.5	1694.9	2301.9	42.3%
	その他計(⑧＋⑨)		10325.6	3673.2	6644.7	35.6%
⑩可燃物｛一般廃棄物｝計1～9の合計			28595.4	15562.6	13025.2	54.4%
⑪不燃｛焼却不適物｝			12161.2	9831.8	2325.2	80.8%
⑫特定の事業活動に伴う可燃物			802.0	485.5	316.5	60.5%
総合計（⑩＋⑪＋⑫）			41558.6	25879.9	15666.9	62.3%

表３　大規模建築物再利用計画書集計（令和４年度）

ごみの種類			発生量（ｔ）	再利用量（ｔ）	処分量（ｔ）	再利用率（%）
可燃物	紙類	①コピー・ＯＡ用紙	1273.7	1149.6	124.1	90.3%
		②（内　機密文書）	727.0	654.6	72.4	90.0%
		③雑誌・パンフレット色付き紙	1069.2	1035.1	34.1	96.8%
		④新聞紙・折込チラシ	312.4	266.8	45.6	85.4%
		⑤段ボール	6189.8	6043.6	148.0	97.6%
		⑥ミックスペーパ	1847.6	1645.5	202.1	89.1%
		⑦その他の紙類	7017.4	917.7	6099.8	13.1%
		紙類計（①～⑦）	17710.0	11058.2	6653.6	62.4%
	⑧厨芥（茶殻、残飯等の生ごみ）		6262.4	1510.5	4751.9	24.1%
	⑨木・草・繊維等		2692.3	732.4	1959.9	27.2%
	その他計（⑧＋⑨）		8954.7	2242.9	6711.8	25.0%
⑩可燃物｛一般廃棄物｝計1～9の合計			26664.7	13301.1	13365.4	49.9%
⑪不燃｛焼却不適物｝			11388.3	9349.3	2040.8	82.1%
⑫特定の事業活動に伴う可燃物			418.9	121.6	297.3	29.0%
総合計（⑩＋⑪＋⑫）			38472.0	22772.0	15703.5	59.2%

表４　大規模建築物再利用計画書集計（令和５年度）

第５章　基本方針４　ごみの適正処理の推進

１　一般廃棄物処理基本計画の概要及び数値について

（１）一般廃棄物処理基本計画の概要説明

安全で安心して暮らすことのできる、衛生的な生活環境を維持するためには、ごみの排出から収集・運搬・処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要であり、廃棄物の種類や排出方法に応じて適正に処理することで、環境負荷の低減に努めていくことが重要である。

そこで、基本方針４　ごみの適正処理の推進の施策の方向性として、下記４つを掲げている。

①適正排出の推進
②効率的で環境負荷の少ない収集体制
③環境教育
④区民参画の推進

（２）数値（現状値　目標値）

第四次一般廃棄物処理計画では、ごみの適正処理に関する数値目標の指標を品川区世論調査における「まちの清潔さ」の評価とした。品川区世論調査の「まちの清潔さ」の評価については、基準年度の令和３年度の 3.47%に対して、中間目標年度の令和９年度の中間目標値を 3.74%とし、計画目標年度を令和 14 年度の計画目標値を 4.00%と 0. 53%の引き上げを目指す。

実績値として、令和６年度の「まちの清潔さ」の評価は 3.50%であった。

品川区世論調査における
「まちの清潔さ」の評価

計画目標値	4.00
中間目標値	3.74

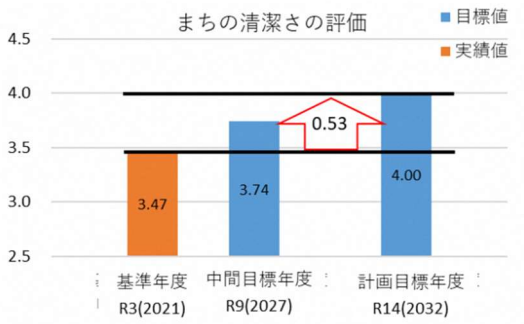

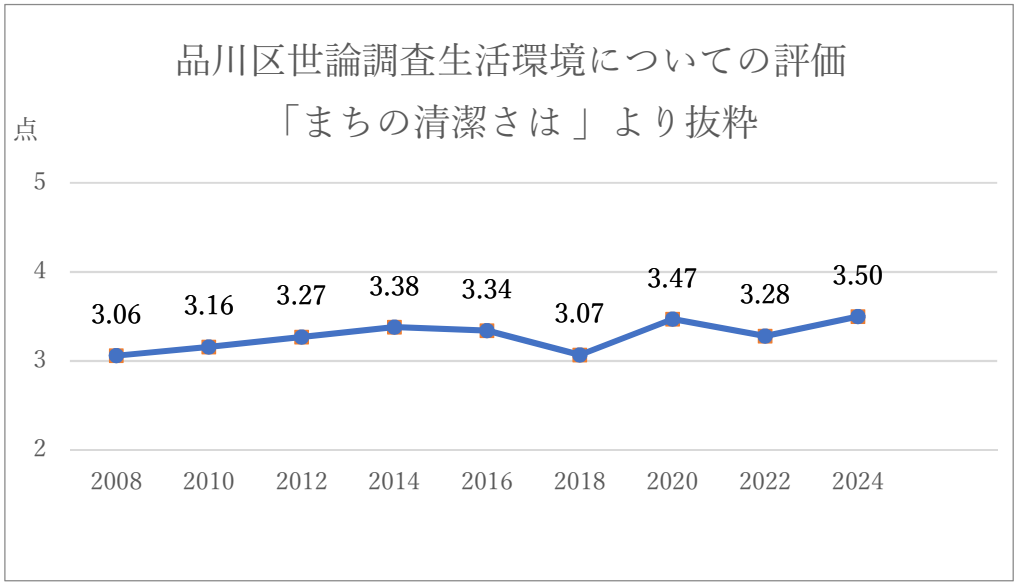

図９　品川区世論調査生活環境についての評価「まちの清潔さは 」より抜粋

２　区の主な取り組み

（１）適正排出の推進

区では、生活環境の維持・保全及び公衆衛生の向上を目的に、平成 12 年５月より区内の主な商店街６カ所で早朝収集を行い、平成 17 年 10 月からごみの分別意識の向上やごみ減量の促進を図るため、23 区に先駆けてごみの各戸収集を区内全域で展開してきた。

・各戸収集の実施

ごみを各戸ごとに収集することで排出者責任の明確化と適正排出の意識が高まり、ごみの減量につながった。不適正排出については、直接訪問してごみの分別指導及び助言を行ってきた。また、ワンルームマンションを中心とした集合住宅におけるごみの減量と適正排出にも取り組み、オーナー・管理人・管理会社と連携し、冊子の配布や注意看板の設置など、ごみの適正排出に努めてきた。特に小型家電製品等やスプレー缶・ライターは車両火災につながる恐れがあるため、個別指導とチラシ配布による啓発活動に力を入れ、広報やホームページでも定期的に掲載し、広く周知をしてきた。

さらに、令和６年９月から月２回の陶器・ガラス・金属ごみの収集と同時に充電式電池の各戸収集を開始した。併せて第２・第４土曜日に区が委託により実施している資源の拠点回収に充電式電池の回収を追加した。

・不法投棄・カラス対策

不法投棄対策では、地域住民及び町会と対策を検討し、ふれあい指導班の職員がベストを着用し排出指導の専門チーム「しながわ　きれいにする象」として、ラッピングカーで区内全域をパトロール、排出マナー向上や啓発、排出状況を調査しながら改善に向けて指導及び助言を行っている。

また、カラスによるごみの散乱を防ぐため、ごみ量の多い集合住宅への防鳥ネットの貸し出しにも取り組んできた。使用年数や劣化具合に応じてネットの交換や追加貸し出しを行い、合わせて夜間からごみを出さない、収集日以外はごみを出さないなど個別に適正排出の指導を進めてきた。戸建て住宅についても、冊子やリーフレットを配布し、ごみ容器の使用を推奨してきた。

（２）効率的で環境負荷の少ない収集体制

ごみ収集や資源回収は、区民生活と切り離せない事業である。その区民生活の環境を保全するため、収集車両や資源回収車の低公害車両を導入・推進していくとともに、資源やごみを安定的、効率的に収集・運搬するため、随時、収集実績に基づいた収集体制への見直しを行っている。

・効率的な収集運搬体制の構築

資源やごみを安定的、効率的に収集・運搬するため、ごみ量に応じて作業計画を作成し、数字に基づいた収集体制の見直しを行ってきた。収集ルートの変更に伴い、雇上会社や委託事業者と効率性を高めながら、適正なサービスの向上に取り組んできた。

粗大ごみについても、中継所の変更を契機に作業体制を根本から見直し、委託事業者と連携を図りながら無駄のない効率的な収集体制を確立してきた。

さらに令和５年 10 月からＧＰＳ機能付タブレットを導入し、収集車の現在地や収集状況を確認できるようになり、委託事業者とのさらなる連携強化およびペーパーレス化を進めた。

品川区としては、引き続きこれまでの取り組みに加え、安全・安心な区民生活を支える効率的で環境負荷の少ない収集体制をさらに推進、確立することを掲げる。

（３）環境教育

区では、区民の環境への理解と関心を深めるため、様々なイベントに参加しごみの減量・リサイクルの推進について啓発に取り組んできた。

また、子ども達に向けた環境学習として区内の幼稚園や保育園等に出向き、簡単なクイズを実施している。さらに、平成 14 年から収集車両の仕組みがわかる

ように改造した「スケルトン車両」を活用し、ごみの積み込み体験を行っている。令和７年１月中旬現在では、幼稚園・保育園や小学校で 30 件以上実施した。

（スケルトン車両）

・小学生ごみ減量・リサイクルポスター展

小学生のうちから限りある資源を大切にし、ごみ減量やリサイクルについて考えるきっかけづくりのため、毎年ポスター展を実施している。

応募のあったポスターから選出された優秀賞 12 作品は、直営のごみ収集車に１作品１か月交代で貼られ、ごみリサイクルカレンダーに掲載されるなど、清掃・リサイクル事業の普及・広報に活用することで、区民のごみ減量とリサイクル意識の向上を図っている。令和６年度は区内小学校・義務教育学校より 147 点の応募があった。

・啓発冊子の配布

現在、品川区では、啓発冊子として「資源・ごみの分け方・出し方」を転入手続きの際等に配布しており、資源、燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ、粗大ごみの捨て方や区では収集できないものについて案内を記載している。

また、収集後の資源とごみの行方を分かりやすく紹介しており、理解が深まる冊子となっている。外国語版については、英語・中国語・韓国語を用意しており、現在、区役所の総合案内受付及び地域センター等で配布している。

・出前講座の実施

区内在住の町会・自治会・ＰＴＡその他グループを対象にした出前講座をテーマに沿って実施し、ごみの減量やリサイクル推進を図っている。出前講座の

依頼があった際は団体と打ち合わせを行い、どのようなことを重点的に説明してほしいか確認することで、より充実した勉強会となるよう取り組んでいる。

また、質疑応答の時間を設けることにより、テーマ以外の疑問に対しても気軽に相談することができる。令和６年度は 12 月までに７団体から依頼があり実施した。基本的な資源・ごみの分け方の他、令和６年度から区内全域回収となった製品プラスチックなどについての内容を説明することもあった。

・「ごみ・資源追っかけ隊」の実施

ごみ・資源追っかけ隊では、日頃排出しているごみや資源が回収後、どのように処理されているか区民自らが追いかけることで、適正な排出の促進やリサイクル意識の醸成につなげている。

資源品目をテーマにした工場見学では、区民が排出した資源が手選別・圧縮・梱包される中間処理施設を見学した後、その資源が運搬され別のものにリサイクルされる再商品化施設まで追いかける。各施設では、工場の責任者や担当者が直接説明してくれるため、不適正なものが搬入されるとどのような問題が起こるかなど、現場を見ながら具体的に学ぶことができる。

・区内イベントの参加

令和６年度はエコルフェス-2024 や第 37 回しながわ夢さん橋 2024 のイベント等に参加し、子ども向けの啓発活動を実施してきた。エコルフェス-2024 では、大人含め約 750 人、第 37 回しながわ夢さん橋 2024 では、大人含め約 500 人に参加していただき、作業服を着て親子で積み込み体験をしてもらい、環境保全への意識向上に取り組んだ。

（４）区民参画の推進

区民からの要望や反映させた清掃事業の運営にあたっては、区長の附属機関として設置する「品川区廃棄物減量等推進審議会」からの答申や町会・自治会からの推薦及び希望する区民による「廃棄物減量等推進員」の活動から寄せられる貴重な意見を取り入れてきた。また、集団回収の実施にあたってサポートや地域ボランティアによる清掃活動で排出されるごみの収集など、区民の自主的な活動も支えてきた。

・廃棄物減量等推進員制度

一般廃棄物の減量および適正な処理に関し、熱意と見識を有する区民の方々に、地域での活動をお願いするため、区は町会・自治会からの推薦や公募により推進員を委嘱している。任期は２年間で、令和７年４月は 441 名が活動している。

主な活動内容は、ごみの発生抑制と分別の実践や、地域におけるごみ減量およびリサイクル活動の推進のため、指導・相談・報告を行っている。また、清掃リサイクル事業の普及啓発のため、施設見学会や研修、地域単位での地区連絡会による情報共有、清掃リサイクル事業に関する意見聴取も行っている。

３　中間目標達成に向けた審議内容・意見

（１）適正排出のさらなる推進

高齢者人口や外国人居住者が増加傾向である。今後は集合住宅では、オーナー・管理人・管理会社とさらなる協働関係を築く必要がある。そして、年齢や国籍等、それぞれの目線に立ち、分かりやすい周知・啓発をすることが求められる。そのため、外国語対応のごみの分別がわかる冊子の継続配布や大人から子どもまでわかりやすいごみの処理方法についての動画配信といった、区民が求める様々なニーズにあった媒体を活用した周知・啓発を行い、より一層の適正排出を推進していく必要がある。また、ごみや資源への禁忌品の混入防止に向けたさらなる対策を講じることも急務である。

令和６年４月から開始したごみ分別アプリについては、登録件数は１月あたり 330 件ほどであり、登録率が低いのが現状である。原因としては、スマートフォン向けに数多くあるアプリケーションにおいて、ごみ収集に特化したアプリケーションの需要があまり高くないことが考えられる。

今後の運用について引き続き検討し、品川区の公式ＬＩＮＥへの移行やオープンデータの活用なども視野に入れた検討を進めていく必要がある。

（２）環境教育の強化

環境問題の多くは、私たちの日常生活や日々の事業活動に起因しており、区民・事業者に環境への理解を深めてもらうことは不可欠である。今後も、各種イベントに積極的に参加して区民・事業者の意識向上に努めることが必要である。イベント参加時には「スケルトン車両」等を活用し、収集作業を身近に感じる体験を提供することも大切である。

また、各種環境学習の活動や学校での環境教育についても、区の他部署との連携による実施も検討の価値がある。

区は現在、啓発媒体として、冊子やチラシを主に活用しているが、区内に多い

集合住宅を対象としたエレベーター内等に掲示できる啓発ポスターなどの作成も検討していく必要がある。さらに、紙媒体以外にも短時間の動画やインスタグラムをはじめとしたＳＮＳを活用し、ごみ・リサイクルに対するモラルや適正排出・ごみ処理について幅広く周知啓発を図っていくことも検討するべきである。

（３）廃棄物減量等推進員制度の今後

より一層のごみ減量・適正排出の推進をするためには、区の一般廃棄物処理に区民の立場からご協力・活動いただいている廃棄物減量等推進員の役割は重要である。推進員の積極的な活動により、区民の意識が高まっている事例もあり、今後の活躍にも期待したい。

一方で、推進員のなり手が減少傾向であることを踏まえ、今後は推進員それぞれの可能な範囲の活動内容等について周知啓発を図る必要がある。

第６章　今後の取組への提言

本審議会は、区長からの諮問に基づき、「品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の目標達成に向けた効果的な清掃・リサイクル事業の運営について」答申をまとめた。

今回の審議会では、「品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）」の基本方針である「ごみの発生抑制の推進」「リサイクルの推進」「事業系ごみ削減の推進」「ごみの適正処理の推進」の４点について、時間が限られているなか論点を整理し、審議を行った。

審議会としては、社会状況の変化に合わせた新たな取り組みなど、区が積極的に進めていることや区民の日々の努力により、現在のところ計画が適切に実施されていると考える一方、全体的にそれぞれの取り組みにおける区民の認知度や、理解度が十分はないところも伺え、周知・啓発のさらなる工夫が必要であると考える。

加えて、資源回収方法の見直しは大きな課題であり、家庭ごみや資源を排出する主体である区民の視点に立った検討が必要である。

また、品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の目標達成にむけて、基本方針の４つの数値目標の指標のうち「区民１人１日あたりの収集ごみ量」、「資源化率」、品川区世論調査における「まちの清潔さ」の達成率については、中間目標値達成に向けて順調に推移しており、引き続き推移していけるよう努めていくことが重要である。

一方、コロナ禍も明け、在宅勤務の減少に伴い資源全体の約半分を占める古紙の排出量は減少している。今後、「資源化率」の最終目標の達成に向けては、新たな資源リサイクル品目の追加等の様々な施策を検討していく必要がある。

「事業用大規模建築物のリサイクル率」については、基準年度を下回っている。今後の発生量や再利用量の推移や再利用計画書の項目を分析し、改善方法を精査していくとともに、事業者に対して分別・リサイクルを促していくための何らかの施策が必要である。

区民、事業者とともに、持続可能な「循環型都市しながわ」を実現していくには、区民・事業者等と協働し、環境負荷の低減に取り組むとともに、各基本方針に基づく取り組みの効果を分析し、事業のスクラップ＆ビルドを進め、施策のより効果的な展開を図ることが重要である。

本審議会の答申を踏まえ、区民、事業者とともに、持続可能な「循環型都市しながわ」の実現に向けた、さらなる区の取り組みを期待する。

資　料　編

【資料１】

品 都 品 発 第 23 号
令和５年８月 31 日

品川区廃棄物減量等推進審議会会長　様

品川区長　　森　澤　　恭　子

品川区廃棄物減量等推進審議会への諮問について

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第７条第２項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

１．諮問事項
品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の目標達成に向けた効果的な清掃・リサイクル事業の運営について

２．諮問期限
令和７年６月 30 日

３．諮問理由
令和５年３月に品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）が策定され、品川区廃棄物減量等推進審議会は、点検・評価を担うことが定められています。
本計画では、令和 14 年度までに達成する目標として、「区民１人１日あたりの収集ごみ量」、「資源化率」、「事業用大規模建築物のリサイクル率」、「品川区世論調査における『まちの清潔さ』の評価」の４項目について数値が設定されています。
本審議会におかれましては、区が計画の基本理念、基本方針に沿った有効な施策を実施し、目標達成に向けた取り組みが適切に行われているか、また新たにどのような取り組みが必要であるかについてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。

【資料２】

品川区廃棄物減量等推進審議会の会議の公開方法について

１　会議の傍聴

（１）会議を傍聴しようとする者は、会議開始 20 分前から会議開始時間までの間に、会場の受付へ申し出るものとする。

（２）会議の公開にかかる傍聴人の定員は、４人とする。ただし、会長が会議運営上、支障がないと認めたときはその限りでない。

（３）傍聴人は、受付時間内で先着順に決定する。

２　議事録の公開

（１）次に掲げる事項を掲載した議事録を公開する。

①会議の開催年月日、開始・終了時間

②出席者および欠席者の人数

③出席者の氏名

④議事内容（発言者の氏名は記載しない）

⑤その他会議の経過に関する事項

（２）議事録は、区役所第三庁舎３階の区政資料コーナーで閲覧に供するとともに、区のホームページにも掲載する。

【資料３】

第 12 期　品川区廃棄物減量等推進審議会　審議経過

開催日	審議内容
第 1 回 05. 8. 31	・区長より審議会への諮問 ・品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の概要説明 ・清掃事業全体の概要説明
第 2 回 05. 12. 5	・視察 品川区資源化センター バイオエナジー株式会社　城南島工場
第 3 回 06. 2. 1	・諮問事項の審議 ●基本方針１　ごみの発生抑制の推進について
第 4 回 06. 8. 1	・諮問事項の審議 ●基本方針２　リサイクルの推進について
第 5 回 06. 12. 11	・諮問事項の審議 ●基本方針３　事業系ごみ削減の推進について ●基本方針４　ごみの適正処理の推進について
第 6 回 07. 3. 28	・諮問事項の審議 ●答申案の検討

【資料４】

第 12 期品川区廃棄物減量等推進審議会委員名簿

区分	氏名	任期	備考
学識経験者	◎大矢　勝	令和５年７月１日～令和７年６月 30 日	横浜国立大学 名誉教授
	○栗島　英明	令和５年７月１日～令和７年６月 30 日	芝浦工業大学 建築学部教授
	小林　隆史	令和５年７月１日～令和７年６月 30 日	立正大学 経済学部准教授
区議会議員	まつざわ 和昌	令和５年７月１日～令和６年５月 30 日	区議会議員
	吉田　ゆみこ	令和５年７月１日～令和７年６月 30 日	区議会議員
	石田　ちひろ	令和５年７月１日～令和７年６月 30 日	区議会議員
	筒井　ようすけ	令和５年７月１日～令和６年５月 30 日	区議会議員
	石田　秀男	令和５年７月１日～令和７年６月 30 日	区議会議員
	藤原　正則	令和６年５月 31 日～令和７年６月 30 日	区議会議員
	中塚　亮	令和６年５月 31 日～令和７年６月 30 日	区議会議員
区民	金子　正秀	令和５年７月１日～令和７年６月 30 日	品川区町会 自治会連合会会長
	宇田川　政雄	令和５年７月１日～令和７年６月 30 日	公募区民
	小倉　敬子	令和５年７月１日～令和７年６月 30 日	公募区民
	三ツ谷 健太	令和５年７月１日～令和６年７月 31 日	公募区民
	西山　綾乃	令和５年７月１日～令和７年６月 30 日	公募区民
事業者	島　敏生	令和５年７月１日～令和７年６月 30 日	品川区商店街連合会 相談役
	毛塚　久恵	令和５年７月１日～令和７年６月 30 日	廃棄物業界代表

◎会長　○副会長